

## 平成30年度 特別奨学生制度

本奨学生制度は、本校の建学の精神に則り、向学心に富み、学力・人物ともすぐれ入学後に模範生として期待できる生徒に対し、これを支援することを目的とする

- 1 対象人員 若干名
  
- 2 対象者 (1)推薦入学試験の合格者全員  
(2)学力入学試験の合格者で、本校が選考した者
  
- 3 選考基準 入学試験結果の総合判定による
  
- 4 結果通知 合格内定通知書の発送をもって通知する
  
- 5 奨学生の種類・内容  
奨学生A・・・入学金の全額と、授業料の半額を奨学金として給付する  
奨学生B・・・入学金の全額を奨学金として給付する  
奨学生C・・・入学金の半額を奨学金として給付する

※転居などのやむを得ない事情を除き、6か年の教育課程を途中で辞する場合には、それまでに給付された特別奨学生給付金を返還する義務が生じます。